

大石田小学校（主体）建築工事に係る条件付一般競争入札に参加しようとする特定建設工事
共同企業体の資格審査基準要領

令和 7 年 4 月 15 日
大石田町要領第 1 号

（趣旨）

第 1 条 この要領は、大石田小学校（主体）建築工事に係る条件付一般競争入札（以下「入札」という。）に参加しようとする特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）の資格要件の審査基準等必要な事項を定める。

（適用）

第 2 条 入札に係る取扱いについては、大石田町財務規則（以下「規則」という。）、大石田町建設工事等指名業者選定審査会要領（以下「要領」という。）、大石田町建設工事等一般競争入札（条件付）実施要綱（以下、「要綱」という。）及び大石田町競争入札参加資格者指名停止要綱に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

（審査対象）

第 3 条 審査の対象は、大石田町が実施する大石田小学校建築（主体）工事に係る入札に参加することを希望する共同企業体とする。

（共同企業体の構成）

第 4 条 共同企業体を構成する建設業者（以下「構成員」という。）の資格は、規則第 9 7 条の規定により指名競争入札参加資格者名簿に登載された者でなければならない。

2 構成区分は次のとおりとする。

（ア）構成員の数は 3 者以内とする。

（イ）構成員は、山形県内に本社を有する者であること。

（ウ）構成員は、大石田町競争入札参加資格者名簿に登載されており、かつ、山形県競争入札参加資格者名簿に登載されており、建築工事の特定建設業許可を有し、同名簿で最上位等級に格付けされた単体の有資格業者であること。

（エ）構成員は、平成 22 年度以降（過去 15 年間とする。）において、入札説明書に記す対象工事と同種の建設工事を元請（共同企業体の構成員にあっては、その出資比率が 20%以上であった者に限る。）として施工した実績を有すること。

（オ）構成員は、本工事について、専任の主任技術者（種別を建築とするものに限る。）または監理技術者（建築一式工事業に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者に限る。）を配置できること。

3 構成員は他の共同企業体を構成することはできない。

4 共同企業体は、構成員相互の技術、人員、機械及び資本等を総合提供し合うことにより、当該工事に適合した能力と円滑な施工を期待できるものでなければならない。

(出資比率要件)

第5条 構成員の出資比率は、構成員数が2者である場合は30%以上、構成員数が3者である場合は20%以上とする。

(代表者要件)

第6条 代表者は、より大きな施工能力を有する者として構成員において決定された者とする。また、代表者の出資比率は他の構成員の出資比率以上であるものとする。

(結成方法)

第7条 自由結成によるものとする。

(申請書の提出)

第8条 入札の参加を希望する共同企業体は、一般競争入札（条件付）参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）に次の各号に定める書類を添えて、入札の公告に定めた受付期間内に町長に提出しなければならない。

(1) 施工実績を記載した書面（要綱様式第2号）

(2) (1) の工事に係る契約書の写し（又は工事履行証明書）、特記仕様書の写し及び協定書の写し（（注）共同企業体受注工事の場合のみ）

契約書の写し（又は工事履行証明書）は、工事名、発注者、受注者、工期及び契約金額を確認できる部分のみで可。

特記仕様書の写しは、工法、数量、構造、床面積等の工事概要が確認できる部分のみで可。

なお、大石田町が発注した工事については、契約書の写し（又は工事履行証明書）及び特記仕様書の写しは不要であり、CORINS 登録工事については、契約書の写し（又は工事履行証明書）に代えて、工事实績カルテの提出が可。

(3) 配置予定の技術者の資格等を記載した書面（要綱様式第3号・要綱様式第4号）

(4) (3) の技術者の国家資格者証又は監理技術者資格者証の写し

(5) (3) の経験工事に係る契約書の写し（又は工事履行証明書）、特記仕様書の写し及び協定書の写し（共同企業体受注工事の場合のみ）

契約書の写し（又は工事履行証明書）は、工事名、発注者、受注者、工期及び契約金額を確認できる部分のみで可。

特記仕様書の写しは、工法、数量、構造、床面積等の工事概要が確認できる部分のみで可。

なお、大石田町が発注した工事については、契約書の写し（又は工事履行証明書）及

び特記仕様書の写しは不要であり、CORINS 登録工事については、契約書の写し（又は工事履行証明書）に代えて、工事实績カルテの提出が可。

（６）特定建設工事共同企業体協定書（甲）

（７）委任状

（８）経営事項審査結果通知書の写し（本申請の提出期限前１年７月以内であり、かつ、直近のものに限る。）

（資格審査及び通知）

第 9 条 町長は、前条の規定により共同企業体から申請書が提出されたときは、要領第 2 条に基づき、速やかに審査するものとする。

（代表者の権能）

第 10 条 工事の監督及び請負代金の支払等契約に基づく行為については、共同企業体の代表者を相手方とする。

附 則

この要領は、公布日から施行する